



厚生労働省

福島労働局

Press Release

令和7年2月18日（火）

【照会先】

福島労働局職業安定部訓練課

課長 佐野 幸男

課長補佐 渡部 優佳子

（電話）024-536-7733

報道関係者 各位

「令和6年度第2回 福島県地域職業能力開発促進協議会」 を開催します

～令和7年度の福島県職業訓練実施計画を策定～

福島労働局は、職業能力開発促進法（昭和44年法律第64号）第15条の規定に基づき、令和4年10月から福島県地域職業能力開発促進協議会（以下「協議会」という。）を設置しております。

令和6年11月8日に開催した令和6年度第1回協議会においては、福島県内の関係機関の参画のもと、地域における人材ニーズを適切に反映した訓練コースの設定の促進並びに訓練効果の把握・検証による訓練内容の改善等の協議を通じ、次年度に向けた職業訓練実施計画策定方針が承認されたところです。

これらを踏まえ、「令和7年度福島県地域職業訓練実施計画」を策定するため、第2回協議会を下記のとおり開催いたしますのでお知らせします。

記

- 1 日 時：令和7年2月25日（火）13：30～15：30
- 2 場 所：福島第二地方合同庁舎 1階会議室（福島市花園町5-46）
- 3 議 題：
 - (1) 公的職業訓練の実施状況について
 - (2) 公的職業訓練効果検証ワーキンググループ報告について
 - (3) 令和7年度福島県地域職業訓練実施計画（案）について 他

4 出席者

別添「福島県地域職業能力開発促進協議会委員名簿」のとおり

5 地域職業能力開発促進協議会について（別添「参考」）

令和4年10月1日に施行した改正職業能力開発促進法において、新たに法定化された職業訓練に関する協議会であり、地域の関係者に参画いただき、

- ① デジタル化など、地域のニーズを反映した訓練コースの設定を促進するとともに、
- ② 訓練効果の把握・検証をしっかりと行い、訓練内容の改善を図ることなどを行うこととしています。

福島県地域職業能力開発促進協議会構成機関一覧

(順不同)

機 関 名
国立大学法人福島大学
福島県中小企業団体中央会
福島県商工会議所連合会
福島県商工会連合会
福島県経営者協会連合会
日本労働組合総連合会福島県連合会
一般社団法人福島県専修学校各種学校連合会
福島県職業能力開発協会
一般社団法人全国産業人能力開発団体連合会
公立大学法人会津大学
独立行政法人高齢・障害・求職者雇用支援機構福島支部
株式会社サカイクリエート
福島県
福島労働局

地域職業能力開発促進協議会

(令和4年10月施行)

参考

国及び都道府県は、地域の関係者・関係機関を参集し、職業能力に関する有用な情報を共有し、地域の実情やニーズに即した公的職業訓練の設定・実施、職業訓練効果の把握・検証等を行う都道府県単位の協議会を組織する。

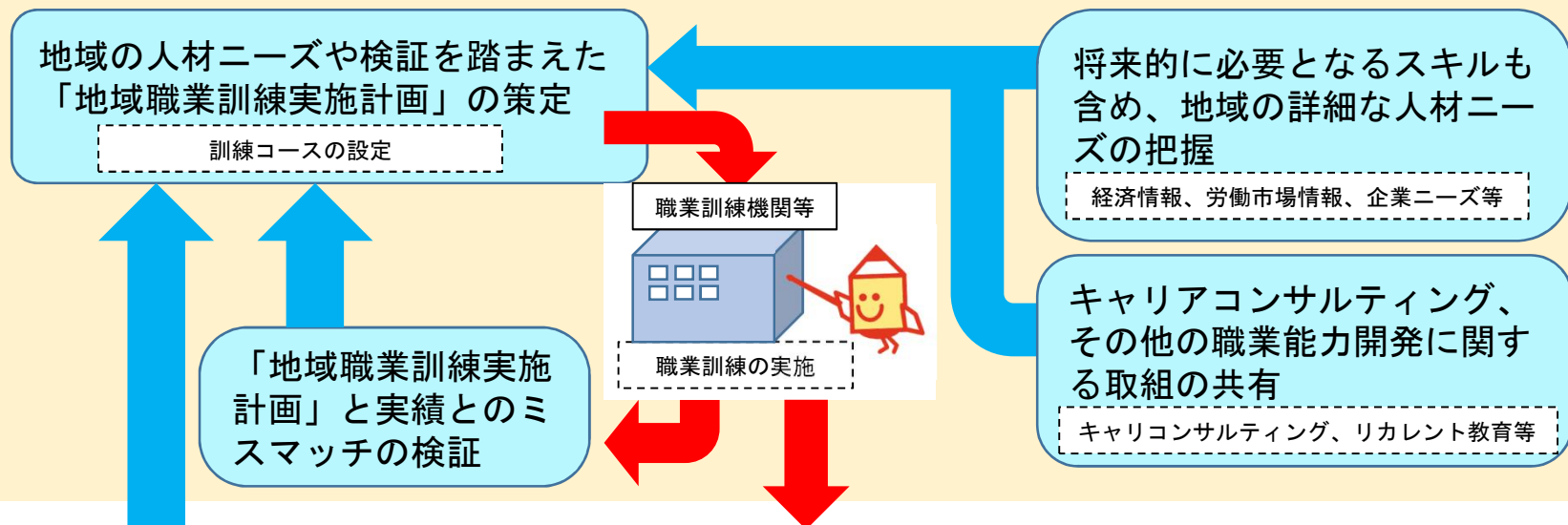
【構成員】

- ①都道府県労働局 ②都道府県 ③公共職業能力開発施設を設置する市町村
- ④職業訓練・教育訓練実施機関（専門学校・各種学校、高齢・障害・求職者雇用支援機構、リカレント教育実施大学等 等）
- ⑤労働者団体 ⑥事業主団体 ⑦職業紹介事業者（団体）又は特定募集情報等提供事業者（団体）
- ⑧学識経験者
- ⑨その他協議会が必要と認める者（例：デジタル分野の専門家、地方自治体の生活困窮者自立支援制度主管部局 等）

地域職業能力開発促進協議会の協議事項

①人材ニーズを踏まえた訓練コースの設定

⇒ ニーズを踏まえた精度の高い訓練を実施



②訓練効果の把握・検証（協議会の下でワーキンググループで実施）

⇒ 個別コースの質の向上を促進

